

一般廃棄物処理業許可証（収集運搬業）

住所、氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び設立年月日）	長崎県諫早市多良見町東園532番地2 有限会社 みづほ 代表取締役 山口 康児 昭和59年9月3日
取扱廃棄物の種別	一般廃棄物（可燃物） （積み替え・保管なし）
作業区域	雲仙市内
許可期限	令和6年7月5日 から 令和8年7月4日 まで

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により令和6年6月17日付け申請の一般廃棄物処理業の件、下記条件を付して許可する。

令和6年7月5日

雲仙市長

金澤 秀三 郎



許可条件

1. 収集運搬時は、廃棄物が飛散しないよう十分注意すること。
2. 本件の許可を与える収集運搬業を第三者に委託譲渡してはならない。
3. 毎月取扱数量を別紙様式により、翌月10日までに報告すること。
4. 期限が過ぎた許可証は雲仙市環境政策課へ返却すること。
5. 上記各号に掲げる許可条件に違反した場合には、許可を取消すものとする。
6. 許可証の有効期限が満了するときは、その日から10日前までに許可申請書を提出しなければならない。

【裏面あり】

許可の更新又は変更の状況

令和6年7月5日 新規許可